

海上工事・作業に伴う許可申請手続き等の手引き

令和3年9月

高松海上保安部 航行安全課

海上工事・作業に伴う許可申請手続き等

第1章 適用法令

第1節 概説

第2節 海域と適用法令

第2章 港則法

第1節 工事・作業許可申請

- 1 根拠
- 2 許可が必要となる港
- 3 工事・作業の範囲及び適用される行為
- 4 許可を要しない工事・作業の例示
- 5 申請書のあて名及び提出先等
 - (1) 申請書のあて名・提出先
 - (2) 事務取扱窓口
 - (3) 事務取扱時間
- 6 申請者
- 7 申請書の様式、提出部数
- 8 申請書提出の時期等
- 9 審査基準及び標準処理期間
- 10 申請書の提出・許可書の受理方法
 - (1) 申請書の提出方法
 - (2) 許可書の受理方法
- 11 申請書の記載要領
 - (1) 工事（作業）許可申請書
 - (2) 工事（作業）内容変更許可申請書
 - (3) 使用船舶（機械）変更届
 - (4) 工事（作業）完了届（FAX可）
- 12 港内工事・作業にかかる港則法以外の法令に関する手続

第2節 行事

- 1 根拠
- 2 許可が必要となる港（香川県内）
- 3 行事の範囲
- 4 申請者
- 5 申請書のあて名及び提出先
- 6 申請書の様式、提出部数

- 7 申請書提出の時期等
- 8 審査基準及び標準処理期間
- 9 申請書の提出・許可書の受理方法
- 10 申請書の記載要領

第3章 海上交通安全法

第1節 工事・作業

- 1 根拠
- 2 届出等が必要となる海域
- 3 届出等の対象行為
- 4 届出・申請者
- 5 届出等の宛名及び提出先
- 6 届出等の様式、提出部数等
 - (1) 届出等の様式
 - (2) 届出等の提出部数
 - (3) 届出等の提出方法
 - (4) 届出等の受取り方法
- 7 届出等の提出の時期等
- 8 届出等の提出書類への記載要領
 - (1) 工事（作業）届出書
 - (2) 工作物設置届

第4章 共通事項

- 1 警戒船
- 2 磁気探査
- 3 水路業務法に基づく申請及び通報について

参考資料1 港則法適用港一覧（高松海上保安部、小豆島・坂出海上保安署の各管内）

参考資料2 港則法適用港港域概略図

参考資料3 海上交通安全法・港則法適用海域概略図

第1章 適用法令

第1節 概説

海上における船舶の交通ルールを定めた法律には、「海上衝突予防法」、「海上交通安全法」及び「港則法」があります。

海上で行われる工事、作業、行事、工作物の設置といった行為は、一定の水域を占有し又は船舶交通の安全を阻害するおそれがあるため、「港則法」又は「海上交通安全法」により許可、届出等が義務付けられている海域があります。

第2節 海域と適用法令

海上において工事、作業、行事を行う場合又は工作物を設置する場合には、当該海域により適用法令、申請様式、申請先等が次表のとおり定められています。

海 域	適用法令と条文	申請様式			申請先（宛名）
		工事・作業	行事	工作物の設置	
特定港又は特定港の境界付近	港則法第31条第1項 港則法第32条	許可申請	許可申請	-	港長
特定港以外の港則法適用港又は同港境界付近	港則法第31条第1項 港則法第45条	許可申請	-	-	海上保安部長
海上交通安全法上の航路又は同航路周辺海域	海上交通安全法第40条第1項	許可申請			管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)
上記以外の海上交通安全法適用海域	海上交通安全法第41条第1項	届出			管区海上保安本部長 (海上保安部長経由)

※「海上交通安全法」、「港則法」のいずれも適用されない海域で行われる工事・作業・行事につきましては、基本的に許可申請・届出等の義務はありませんが、工事・作業・行事中に事故が発生した際に迅速な救助活動等を行う見地から場所（可能であれば位置図を添付）、期間、作業内容（概要）、方法及びその他（使用船舶、緊急時の連絡先）を記載した「お知らせ」の提出をお願いしています。

第2章 港則法

第1節 工事・作業許可申請

1 根拠

港則法第31条（工事等の許可）

- 1 特定港内又は特定港の境界付近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当たり、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

港則法第45条

第31条の規定は、特定港以外の港にこれを準用する。（抜粋）

2 許可が必要となる港

香川県内で許可が必要となる港は、港則法施行令第1条、第2条により、

特定港・・・・・・・・高松港、坂出港

特定港以外の港・・・豊浜港、観音寺港、仁尾港、詫間港、多度津港、丸亀港、香西港、志度港、三本松港、引田港、津田港、直島港、坂手港、池田港、土庄港、内海港

と定められています。

なお、各港の港域は、参考資料1「港則法適用港一覧」のとおりです。

3 工事・作業の範囲及び適用される行為

- (1) 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に言えば、「工事」は行為の行われた場所において将来に施設等の痕跡を残すもの、「作業」は痕跡を残さないものとして区別しています。
- (2) 一般的に工事又は作業と呼ぶものであっても、船内において行われる清掃作業等当該行為の及ぼす影響が当該行為の行われる場所に限られるもので、他の船舶交通を阻害するおそれがない行為や船舶の離着岸及び荷役作業等港内で通常行われる行為については除外されます。
- (3) 定置網漁業を営むために行う網の設置、海苔、かき、真珠貝等の養殖施設用の竹材、漁具類の敷設等は、施設等の痕跡を残しますが、設置期間が限定されていますので、作業に該当し、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。
- (4) 潜水して行う沈木回収、船底清掃等は、作業に該当し、安全確保のために当該実施場所への他の船舶の接近を制限して行われることから、潜水器具使用の有無に関わらず、許可が必要となります。
- (5) 岸壁・栈橋上の工事・作業は、工程上、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがある内容を含む場合には許可が必要となります。

- (6) 採水、採泥、潮流観測等の海況調査は、潮流観測用機器等を設置した場合、痕跡を残しますが、設置期間が限定されていますので、作業に該当し、作業船が調査場所で一旦停止した状態で実施するような場合は、通常の航行形態とは異なり、他の船舶交通に影響を及ぼすおそれがあることから、許可が必要となります。

なお、ブイや潮流観測用機器等の設置に関しては、当該設置物の設置及び撤去作業にかかる行為のみが許可の対象となり、当該設置物の設置から撤去までの間の水域占用にかかる許可については、港湾管理者にお問い合わせください。

また、特定港で行われるヨットレース等の行事に伴うブイの設置については、行事及び作業許可申請書として、一括申請されても差し支えありません。特定港以外の港則法適用港においてはブイの設置・撤去に係る作業許可申請が必要となります。

4 許可を要しない工事・作業の例示

平成 17 年 11 月 1 日から港則法適用海域であっても、船舶の通航実態がほとんどない水域における次のような工事・作業は、許可を要しないことになりました。

- (1) 小規模な作業
- (2) 当該施設の管理者が発注する施設の維持のための小規模な作業等
- (3) その他港内の整頓及び船舶交通の安全確保に影響を及ぼさない工事又は作業

準用港も含め、具体的に許可を要するかどうかについては、事前に各窓口にお問い合わせください。【連絡先は5項目(2)参照】

なお、許可を要しない工事・作業であっても、高松港長又は高松海上保安部長として港内の状況を把握しておく必要がありますので、工事又は作業の着工日の概ね 1 週間前までに場所（可能であれば位置図を添付）、期間、作業内容（概要）、方法及びその他（使用船舶、緊急時の連絡先）を記載した「お知らせ」の提出をお願いします。

5 申請書のあて名及び提出先等

(1) 申請書のあて名・提出先

特定港にかかる申請書は当該港を管轄する港長、特定港以外の港については、当該港を管轄する海上保安部署長へ提出してください。

なお、高松海上保安部管内（香川県）の提出先は次のとおりです。

提出先	申請書記載のあて名	申請が適用される港の区域
高松海上保安部	高松港長	高松港（特定港）
	高松海上保安部長	香西港、志度港、三本松港、引田港、津田港、直島港
小豆島海上保安署	高松海上保安部長（※）	坂手港、池田港、土庄港、内海港
坂出海上保安署	坂出港長	坂出港（特定港）
	高松海上保安部長（※）	豊浜港、観音寺港、仁尾港、詫間港、多度津港、丸亀港

※高松海上保安部での受付も可能ですが、詳細は各窓口にお問い合わせください。

(2) 事務取扱窓口

☞ 高松海上保安部航行安全課
〒760-0064 香川県高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎5F TEL 087-821-7008 FAX 087-821-7008
☞ 小豆島海上保安署
〒761-4425 香川県小豆郡小豆島町坂手甲1835-2 TEL 0879-82-1279 FAX 0879-82-1279
☞ 坂出海上保安署
〒762-0002 香川県坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎4F TEL 0877-46-5999 FAX 0877-46-5999

(3) 事務取扱時間

受付時間は、原則として平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までとしておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日～1月3日）に受付を希望される方は、各取扱い窓口に電話連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

6 申請者

申請者は「工事又は作業を行おうとする者」、工事又は作業を実際に施工する責任者で、当該行為について指揮監督する権限を有する者を指し、許可に付与された措置命令を確実に履行できる職位と責任のある者でなければなりません。

従って、請負契約を締結し、工事等の施工が一任されている場合には、その請負先が申請者となります。

7 申請書の様式、提出部数

申請書の様式は、高松海上保安部のホームページに掲載しています「申請書等の様式」のとおりで、本節1.1「申請書の記載要領」を参考にしてA4縦版で作成して1部提出してください。

なお、許可印等を押印した書類一式の返却を希望される場合は、1部追加して提出してください。

8 申請書提出の時期等

工事等の許可申請は、港長又は海上保安部署長による審査、当該海域利用者への周知期間等を考慮し、原則として着工日の1ヶ月前までに提出してください。

(他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から十分な説明をお願いします。)

また、許可を受けた工事等の内容に変更が生じた場合は、許可を受けた工事等の工期が終了する前までのできるだけ速やかな時期に、本節1.1「申請書の記載要領」を参考にして「工事（作業）内容変更許可申請書」を作成し、内容変更許可申請の手続きを行ってください。

9 審査基準及び標準処理期間

行政手続法に基づき、港長又は海上保安部署長は、港則法に規定する審査基準及び標準処理期間を定めており、申請窓口において閲覧できるようにしておりますので許可申請等を行う場合には事前に確認してください。

なお、高松海上保安部においては、航行安全課前掲示板に掲示しています。

1.0 申請書の提出・許可書の受理方法

(1) 申請書の提出方法

申請書は、事務取扱窓口へ直接提出してください。

なお、上記方法による提出ができない場合は、事前に各窓口へ連絡し、提出方法を相談してください。【連絡先は5項目(2)参照】

(2) 許可書の受理方法

申請された工事・作業に対し、港長又は海上保安部長は、工事・作業実施

日迄に許可ができない場合、申請者（担当者）あて、電話連絡しますので、連絡がない場合は、5(2)記載の事務取扱窓口で許可書を受取りにお越しく下さい。

なお、許可書の郵送を希望される方は、申請書の提出に併せ、切手付返信用封筒をご用意ください。

1.1 申請書の記載要領

(1) 工事（作業）許可申請書

工事又は作業の許可の申請事項については、港則法施行規則第16条に規定されております。

工事又は作業の許可申請にあたっては、工事・作業の種類に応じて工事許可申請書又は作業許可申請書と題記して次の項目を記載し、図面等資料を添付のうえ、申請してください。

① 種類

工事・作業の主な種類を簡潔に記載する。

(例) 潜水作業、起重機船作業、深淺測量作業、浚渫工事、護岸築造工事等

② 目的

工事・作業の施工目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

海上及び船舶交通に影響を及ぼすおそれのある護岸上等で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も明記して申請期間に含める。

(準備工及び陸上のみでの工事・作業並びに船舶交通に影響を及ぼさない工事・作業の期間は含まない。)

(例1) 期間を要する場合

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間

(予備日：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間)

〇時〇分から〇時〇分までの間

(注：終了日は、予備日の終了日と同じ日にする。)

(例2) 1日の場合

令和〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分までの間

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度（世界測地系）での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突塔等の固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を言い、灯台の名称

は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 岸壁上又は海域を占用しない岸壁側傍での作業の場合には、海図に表示してある岸壁名に所在地を付して記載する。

ウ 工事等の位置が海図に記載されていない河川工事等の場合には、市販地図等を用いて実施場所の地名、地番、最寄りの橋梁等からの方位（上流、下流、東岸、西岸等の別）・距離を分かり易い方法で記載する。

エ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

（例1）場所が海上の点である場合の記載方法

○○灯台から○○○度○○○メートルの地点を中心とする半径○○○○メートルの円内の海域

（例2）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

A点 ○○灯台から○○度○○メートルの点

B点 A点から○○度○○メートルの点

C点 B点から○○度○○メートルの点

D点 C点から○○度○○メートルの点

又は、緯度・経度（世界測地系）による各点を結んだ線により囲まれた海域

（例3）場所が岸壁上又は岸壁の側傍である場合の記載方法

香川県高松市○○町○丁目○番地地先、高松港○○ふ頭○○岸壁

⑤ 方法

ア 実施（施工）の順序に従い、図面等を用いて具体的に分かり易く記載する。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・ 工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・ 大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
- ・ 工事・作業の進捗に伴う作業船等の配置が何通りかに分けられるもの
- ・ 作業船に積載する資機材等が、積載する作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの

ウ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について明らかにする。

エ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥ 危険予防の措置

ア 標識の設置

作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

なお、これらの標識は、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すととも

に注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易くかつ識別し易いものとする。

また、海上衝突予防法に定められている各種船舶に掲揚すべき灯火及び形象物については、この欄又は次項の「安全対策」欄に記入する。

(例1) 浚渫作業船には、海上衝突予防法に定められた灯火（紅色・白色・紅色全周灯）及び形象物（球・菱・球）を掲揚する。

(例2) 潜水作業船には、国際信号書に定められた「A旗」又は「A旗」を示す信号板を掲揚する。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められ、標識の光度が15cd以上の場合は設置の許可が、また、15cd未満であっても設置の届出が必要な場合があるので、詳しくは、高松海上保安部交通課（TEL087-821-7012）に問い合わせること。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識等にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

イ 安全対策

工事・作業の種類及び実施場所に応じ、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送泥管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策（所有者・連絡先の明記）
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事等が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事説明会の開催及び周知用リーフレットの配布状況
- ・工事変更、中断等における措置
- ・浚渫、杭打等海底に振動等を与える作業における磁気探査の実施結果

⑦ 緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

（注：港湾管理者、発注者は必ず入れる。）

⑧ その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

⑨ **連絡先**

工事責任者、現場責任者、担当者等の氏名、連絡先電話番号、夜間連絡先等を明記する。

⑩ **添付資料の例示**

- ・現場位置図
- ・工事（作業）区域図
- ・工事施工計画図（計画平面図、施工図、構造図等）
- ・状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図等）
- ・使用船舶（機械）一覧表（船舶番号、船舶検査番号等番号を記載した一覧表とし、証書等本紙の写しは不要）
- ・警戒船講習（管理・業務）受講証明書の一覧表（受講資格、氏名、交付した海上保安部長名、交付日、受講証番号を記載した一覧表とし、受講証明書の写しは不要）
- ・工事作業に従事する業者一覧
- ・工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・工事・作業の契約（期間）が分かるもの（契約書等の写）
- ・他官庁の許可書の写（港湾管理者の工事・水域占用許可書等）
- ・標識の種類等が分かるもの
- ・水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
- ・周知用リーフレット
- ・火薬類消費許可証の写

(2) **工事（作業）内容変更許可申請書**

港長等の許可を受けた工事・作業について、工事・作業の内容（工期、施工方法等）を変更したい場合には、工事・作業の種類に応じて工事内容変更許可申請書又は作業内容変更許可申請書と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ、この申請書により申請してください。

① **工事（作業）名**

既許可書と同様の工事（作業）名を記載する。

② **許可年月日及び許可番号**

既許可書に付してある許可年月日及び許可番号を記載する。

③ **工事（作業）場所**

工事（作業）区域を拡大又は縮小する場合は、前記（1）の工事（作業）許可申請書記載要領にならない、図面を添付して具体的に記載する。

なお、工事（作業）場所が既許可と異なる場合は、新たな許可申請が必要となります。

④ 工期

工期に変更がある場合は既許可期間及び内容変更期間を分かり易く記載し、変更がない場合は既許可期間を記載する。

また、既許可期間と接続していない期間への工期の変更は、新たに前記(1)の工事(作業)許可申請書により許可を申請する。

(例1) 工期を延長する場合

既許可期間 令和○年1月1日から1月31日までの間

変更期間 令和○年1月1日から2月28日までの間

(例2) 既許可期間内で施工方法等を変更する場合

既許可期間 令和○年1月1日から1月31日までの間

変更期間 令和○年1月15日から1月31日までの間

(例3) 工期を延長して施工方法等を変更する場合

既許可期間 令和○年1月1日から1月31日までの間

変更期間 令和○年1月1日から2月28日までの間

(令和○年1月15日から2月28日までの間)

(注：()は、施工方法等の変更期間)

⑤ 内容変更理由

内容変更の理由を具体的に記載する。

⑥ 内容変更工事(作業)の施工方法

施工方法に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第○○○号 令和○年○月○日付のとおり」と記載する。

⑦ 危険予防の措置(標識の設置及び安全対策)

内容変更に伴う措置がある場合は追記し、既許可のとおりである場合は「既許可第○○○号 令和○年○月○日付のとおり」と記載する。

⑧ 連絡先(氏名、連絡先)

現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号に変更がある場合は具体的に記載し、変更がない場合は「既許可第○○○号 令和○年○月○日付のとおり」と記載する。

なお、現場責任者又は担当者の氏名、連絡先電話番号等の変更のみの場合は、この申請書の表題を「工事(作業)内容変更届」と題記して提出する。

⑨ 添付資料の例示

- ・内容変更にかかる図面等
- ・既許可書添付の工程表
- ・変更後の工程表
- ・新たに契約書等を取り交した場合は、その契約書等の写

(3) 使用船舶(機械)変更届

港長等の許可を受けた工事・作業について、使用する船舶又は機械類に変更

又は追加がある場合には、変更する船舶又は機械の種類に応じて使用船舶変更届又は使用機械変更届と題記して次の項目を記載し、資料を添付のうえ、この届を提出してください。

ただし、使用船舶等を大型化する等他の船舶交通に及ぼす影響が既許可と異なる場合には、「工事（作業）内容変更許可申請」の手続きが必要となります。

- ① 工事（作業）名
- ② 許可年月日及び許可番号
- ③ 工事（作業）場所
- ④ 工期
- ⑤ 変更理由
- ⑥ 変更船舶（機械）の要目
- ⑦ 添付資料
 - ・既許可添付の使用船舶一覧表
 - ・変更後の使用船舶一覧表
 - ・変更船舶の船舶検査証書の写
 - ・変更船舶操船者の海技免状の写
 - ・変更警戒員の警戒船講習（管理・業務）受講証明書の写

(4) 工事（作業）完了届（FAX可）

港長等の許可を受けた工事・作業が完了した場合は、次の事項を記載して、速やかにこの届を提出(FAX可)してください。

- ① 工事（作業）名
- ② 期間
- ③ 許可年月日及び許可番号
- ④ 工事（作業）完了日

注) 工事等により現状の海岸線、水深等に変化が生じた場合や船舶交通に影響を及ぼす工作物等を設置した場合等には、その旨の記載及び竣工資料等を添付して必ず窓口に提出してください。

1.2 港内工事・作業にかかる港則法以外の法令に関する手続

本節の内容は、港則法に基づく手続についての説明であり、工事・作業を実施する港又は工事・作業の内容によっては、当方だけでなく関係行政機関への他法令に基づく手続が必要な場合がありますので注意してください。

第2節 行事許可申請

1 根拠

港則法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

2 許可が必要となる港（香川県内）

特定港・・・高松港、坂出港

3 行事の範囲

行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、水上カーニバル、水上花火大会、遠泳大会、海上デモ等一般的には、一定の計画の下に統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

また、参加する船艇等が少数であっても水域を占用したり、船隊を組む等航路や泊地などにおける通常の航行と異なった航行形態は行事に該当します。

なお、船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、他の船舶に影響を及ぼさないので行事には該当しません。

4 申請者

許可申請者は「行事をしようとする者」で当該行事の実施責任者であり、行事全般の実施について指揮監督の権限を有する方です。

5 申請書のあて名及び提出先

6 申請書の様式、提出部数

7 申請書提出の時期等

8 審査基準及び標準処理期間

9 申請書の提出・許可書の受理方法

「工事・作業」の場合と同じです。

10 申請書の記載要領

行事許可申請は、高松港等の特定港で実施する場合のみ必要となりますので、申請書の作成にあたっては、行事許可申請書と題記し、次の項目を記載のうえ提出してください。

(1) 種類及び目的

行事の種類、目的等を具体的に記載する。

(2) 期間及び時間

行事の始期、終期の年月日及び時間を明確に記載し、予備日を設定する場合に

は、その内容を明記して申請期間に含める。

(3) **区域又は場所**

一定の海域を占有して実施する場合は、その区域を記載し、区域を設定せず船隊等を組んで航走する場合はその航走経路を記載する。

(4) **方法**

① 行事の種類に応じた実施方法、実施内容を具体的に記載する。

(計画書又実施要領等を作成した場合はこれを添付する。)

② 参加人員、参加船艇(船名、要目等)を明確にする。

③ 次のような場合は、図面を作成する。

ア 行事の方法が船舶交通に支障をきたすと思われるもの

イ パレードを実施する場合の船隊構成及び航走経路

ウ 端艇競争を実施する場合のコース設定

エ 水上花火大会における危険範囲

(5) **危険予防の処置**

① **標識の設置**

行事实施海域に設定する標識及び参加船艇の識別標識等について記載する。

② **安全対策**

行事の種類、規模等に応じ、次の点に留意して記載する。

ア 船舶交通に対する事故防止対策及び警戒措置等

イ 行事参加者の危険予防措置及び連絡体制

ウ 事故発生時の対策及び連絡体制

エ 海域利用者への周知状況

オ 中止基準(風速、波高、視程等)

カ 行事の中止、変更等に対する措置

(6) **緊急連絡系統**

事故等緊急事態発生時の関係先への連絡系統を明確にする。

(7) **その他**

行事に関するその他の必要事項を記載する。

(8) **連絡先**

現場責任者等の住所・氏名・電話番号を明記する。

(9) **添付資料**

① 位置図、区域図又は経路図

② 標識配置図、花火大会実施時の危険範囲図

③ 参加船・警戒船配置図

④ 日程表又はタイムスケジュール

⑤ 参加者名簿、参加船リスト

⑥ 実施計画書又は実施要領

第3章 海上交通安全法

第1節 工事・作業

1 根拠

海上交通安全法第40条（航路及びその周辺の海域における工事等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。
- 一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者
 - 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者
- 7 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとする場合においては、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもちいて同項の規定による許可があったものとみなす。

海上交通安全法第41条（航路及びその周辺の海域以外の海域における工事等）

- 1 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。
- 一 前条第1項第1号に掲げる海域以外の海域において工事又は作業をしようとする者
 - 二 前号に掲げる海域（港湾区域と重複している海域を除く。）において工作物の設置をしようとする者
- 4 国の機関又は地方公共団体は、第1項各号に掲げる行為（同項ただし書の行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、海上保安庁長官にその旨を通知しなければならない。

(抜粋)

2 届出等が必要となる海域

届出が必要となる海域は、瀬戸内海では、紀伊日ノ御埼灯台から蒲生田岬灯台まで引いた線、佐田岬灯台から関埼灯台まで引いた線及び下関から門司まで引いた線で囲まれた海域のうち、次の海域を除いた海域です。

- a) 港則法の港域
- b) 港則法の港以外の港にかかる港湾法の港湾区域（港湾の区域の全部が港則法の港域に含まれていない港湾の区域）
- c) 漁港法の漁港区域
- d) 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域（海上交通安全法施行令第2条に定める海域）

また、**許可が必要となる海域**は、上記のうち、備讃瀬戸海域では、**備讃瀬戸東航路、宇高東・西航路、備讃瀬戸北・南航路、水島航路及びその周辺の海域**となります。

3 届出等の対象行為

- (1) 海上交通安全法における対象行為の概念は、第2章港則法における工事・作業の範囲及び適用される行為と略同様ですが、適用海域内に構造物を設置する場合「工作物の設置届（許可）」が必要となります。

また、他の法令等により船舶交通にかかる対策が事前に講じられる又は確認される行為が除外されております。

【除外事例】

- ① 人命又は船舶の急迫した危難を避けるために行われる仮工作物の設置、その他の応急措置として必要とされる行為
 例えば、油流出時におけるオイルフェンスの展張、台風来襲時における橋梁の補修等が該当しますが、応急措置として仮工作物を設置した後、急迫した危難が回避されたにもかかわらず、これを除去しない場合は、罰則の対象となりますので注意してください。
- ② 漁具の設置その他漁業を行うために必要とされる行為
 ここでいう漁業とは、漁業法第2条第1項に定められた水産動植物の採捕又は養殖の事業であり、
 a) 漁具の設置、使用
 b) 漁場の目標、標識の設置又は保存
 c) 小規模な漁場の造成及び改良
 d) 漁業権又は入漁権に基づく管理行為
 等が該当します。
- ③ 海面の略最高高潮面からの高さが65メートルを超える空域における行為
- ④ 海底下5メートルを超える地下における行為
- ⑤ 魚礁の設置その他漁業生産の基盤の整備又は開発を行うために必要とされる行為
- ⑥ ガス事業者がガス事業の用に供するガス工作物（海底敷設導管及びその付属施設に限る。）及び電気事業者が電気事業の用に供する電気工作物の設置
- (2) 一般的に工事又は作業と呼び得るものであっても、法目的に照らすとき必ずしも本条にいう工事・作業に該当しないものがあります。
 例えば、航行中に通常船上又は船内で行われる行為であって、その船舶の航行方法に制約を加えないもの（漁獲物の加工、清掃等）及び既設の工作物上又はその内部で行われる行為であって、その工作物の管理上通常行われるものであり、かつ、その工作物の占有空間内において行われるもの（橋梁上の照明灯の取替え、道路橋上の舗装、ガードレールの修繕、橋脚内に装置されたエレベーターの運転等）は、工事・作業に該当しません。

4 届出・申請者

許可申請者又は届出者は、「工事・作業を行おうとする者」で、実際に工事・作業について指揮監督の責任を有する者であり、工事・作業の施工者である工事・作業の請負人（元請業者）又は請負契約をしないで自ら工事・作業をするものです。

また、「工作物を設置しようとする者」とは、当該工作物の建築主で工作物を設置させる者です。

5 届出等の宛名及び提出先

届出等は、所轄の海上保安部長を通じ、所轄の管区海上保安本部長に提出する

こととなっています。

備讃瀬戸海域における所轄の管区海上保安本部長は、「第六管区海上保安本部長」となります。

提出先は、高松海上保安部航行安全課、水島海上保安部航行安全課、玉野海上保安部交通課の各受付窓口で、下記の一覧表を参照して実施海域に応じた海上保安部に提出してください。

なお、工事・作業の実施海域又は工作物の設置海域が各海上保安部の所轄海域の境界付近である場合又は複数の管区海上保安本部、あるいは、海上保安部の所轄海域にまたがる場合など、提出先が分からないときは、事前に

高松海上保安部航行安全課 Tel087-821-7008

水島海上保安部航行安全課 Tel086-444-2967

玉野海上保安部交通課 Tel0863-32-3589

までお問い合わせください。

なお、高松海上保安部航行安全課窓口における受付時間は、平日（月曜日～金曜日）の午前8時30分から午後5時15分までしておりますが、これ以外の時間帯及び閉庁日（土・日曜日、祝日、年末年始12月29日から1月3日）に受付を希望される方は、高松海上保安部航行安全課に電話連絡のうえ、受付の可否を確認してください。

高松・水島・玉野海上保安部所轄一覧

提出先	届出書記載の宛名	工事等の実施海域
高松海上保安部	第六管区海上保安本部長 (高松海上保安部長経由)	香川県
水島海上保安部	第六管区海上保安本部長 (水島海上保安部長経由)	岡山県のうち倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、都窪郡、浅口郡、小田郡及び加賀郡
玉野海上保安部	第六管区海上保安本部長 (玉野海上保安部長経由)	岡山県（水島海上保安部の管轄区域を除く。）

6 届出等の様式、提出部数等

(1) 届出等の様式

届出書の様式は、高松海上保安部のホームページに掲載しています「届出書等の様式」（A4版、縦書）により該当する行為に応じて作成してください。

なお、許可申請者の様式は、届出書の様式の表題を「工事（作業）許可申請書」又は「工作物設置許可申請書」と変更のうえ、申請することとなります。

(2) 届出等の提出部数

提出部数は2部ですが、受理後、返却を希望される方は3部となります。

また、水路通報等で周知する必要があると認められる場合や工事・作業の実施海域又は工作物の設置海域が複数の管区海上保安本部あるいは、複数の海上保安部の所轄海域にまたがる場合は、更に必要部数の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 届出等の提出方法

届出等は、高松海上保安部航行安全課受付窓口に直接提出してください。

なお、同窓口に直接提出できない場合は、事前に高松海上保安部航行安全課（TEL087-821-7008）に連絡し、ご相談ください。

(4) 届出等の受取り方法

受理又は許可された届出等は、受付窓口に直接受取りにお越しください。

7 届出等の提出の時期等

届出等の書類は、原則、工事等に着手する1ヶ月前までに提出してください。

他の船舶の交通制限が必要となるような特殊な工事、大規模な工事等を行う場合には、計画段階から事前に十分な説明をお願いします。

なお、日程等に変更が生じる場合には、遅滞なく変更届を提出してください。

8 届出等の提出書類への記載要領

許可の記載事項は、海上交通安全法施行規則第25条に、届出の記載事項は、海上交通安全法施行規則第27条に規定されており、具体的には次のとおりとなります。

許可申請書記載事項

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 当該行為の種類
- ③ 当該行為の目的
- ④ 当該行為に係る場所
- ⑤ 当該行為の方法
- ⑥ 当該行為により生じるおそれのある船舶交通の妨害を予防するために講ずる措置の概要
- ⑦ 当該行為の着手及び完了の予定期日
- ⑧ 工事又は作業をしようする者にあつては、
 - イ 現場責任者の氏名及び住所
 - ロ 当該行為をするために使用する船舶の概要
- ⑨ 工作物を設置しようとする者にあつては、当該行為に係る工作物の概要

届出書記載事項

- ① 許可申請書記載事項の①～⑤及び⑦～⑨の事項
- ② 当該行為により生じるおそれのある船舶交通の危険を予防するために講ずる措置の概要

(1) 工事（作業）届出書

① 種類

工事・作業の主な種類を簡潔に記載する。

（例）潜水作業、起重機船作業、深淺測量、浚渫工事等

② 目的

工事・作業の施工目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

海上で実際に実施する期間及び時間を記載し、予備日の設定があればその旨も記載する。

（例1）期間を要する場合

令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間

（予備日：令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間）

〇時〇分から〇時〇分までの間

（注：終了日は、予備日の終了日と同じにする。）

（例2）1日の場合

令和〇年〇月〇日 〇時〇分から〇時〇分までの間

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離又は緯度・経度（世界測地系）での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔などの固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を言い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図などの状況資料を添付する。

（例1）場所が海上の点である場合の記載方法

〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点・緯度経度（海上）

（例2）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

a 〇〇灯台から〇〇度〇〇メートルの点

b a点から〇〇度〇〇メートルの点

c b点から〇〇度〇〇メートルの点

d c点から〇〇度〇〇メートルの点

又は、緯度・経度（世界測地系）による各点を結んだ線により囲まれた海域

⑤ 方法

ア 実施（施工）の順序に従い、図面等を用いて具体的に分かりやすく記載する。

イ 次のような場合には、作業状況図又は実施状況図を添付する。

- ・工事・作業の方法が、船舶交通に影響を及ぼすおそれがあるもの
- ・大型作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤーの張り方
- ・工事作業の進捗に伴う作業船等の配置が何通りかに分けられるもの
- ・作業船に積載する資機材等が、積載する作業船の長さ、幅、高さを超えて船外に突出するもの

ウ 夜間作業を伴う場合は、作業時間、作業内容及び方法並びに照明設備等について明らかにする

エ 火薬類を使用する工事等については、その内容を明記するとともに、爆発による影響範囲を図面等により詳細に表示する。

⑥ 危険予防の措置

ア 標識の設置

作業船、工事区域、海上工作物（設置物）等に応じた標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

なお、これらの標識は、他の航行船舶に当該工事等の存在を示すとともに注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易くかつ識別し易いものとする。

また、海上衝突予防法に定められている各種船舶に掲揚すべき灯火及び形象物については、この欄又は次項の「安全対策」欄に記入する。

（例1）浚渫作業船には、海上衝突予防法に定められた灯火（紅色・白色・紅色全周灯）及び形象物（球・菱・球）を掲揚する。

（例2）潜水作業船には、国際信号書に定められた「A旗」又は「A旗」を示す信号板を掲揚する。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められ、標識の光度が15cd以上の場合には設置の許可が、また、15cd未満であっても設置の届出が必要な場合があるので、詳しくは、高松海上保安部交通課（TEL087-821-7012）に問い合わせること。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識等にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

イ 安全対策

工事作業の種類及び実施場所に応じて、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・作業船（浚渫船、杭打船、起重機船等）のアンカーワイヤー・投錨位置及び送水管等の設置物に対する事故防止対策
- ・工事標識等の流出防止対策
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・潜水作業、夜間作業等における事故防止対策（潜水土との連絡方法）
- ・中止基準（風速、波浪、視界等）
- ・荒天時、夜間及び休日における作業船の避難場所及び待機場所
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・工事説明会の開催及び周知用リーフレットの配布状況
- ・工事変更、中断等における措置

⑦ 緊急連絡系統

事故発生等、緊急事態時の関係先への連絡先を明確にする。

⑧ その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

⑨ 責任者の氏名及び住所

現場責任者の氏名、住所、連絡先電話番号を明記し、夜間連絡先も明記する。

⑩ 添付資料の例示

- ・現場位置図
- ・工事（作業）区域図

- ・ 工事施工計画書（計画平面図、施工図、構造図等）
- ・ 状況図（工事標識、作業船、警戒船配置状況図等）
- ・ 使用船舶（機械）一覧表（船舶番号、船舶検査番号等番号を記載した一覧表とし、証書等本紙の写しは不要 警戒船にあつては速力を記載）
- ・ 警戒船講習（管理・業務）受講証明書の一覧表（受講資格、氏名、交付した海上保安部長名、交付日、受講証番号を記載した一覧表とし、受講証明書の写しは不要）
- ・ 工事作業に従事する業者一覧
- ・ 工程表（工事着手から完了までの工種毎に記載したもの）
- ・ 工事・作業の契約（期間）が分かるもの（契約書等の写）
- ・ 標識の種類等が分かるもの
- ・ 水底土砂分析表（浚渫土、投入土関係）
- ・ 周知用パンフレット
- ・ 火薬類消費許可証の写

(2) 工作物設置届

① 種類

設置する工作物の種類を簡潔に記載する。

（例）公有水面埋立、係留施設（護岸・棧橋）設置、レース用ブイ設置など

② 目的

工作物設置目的を具体的に記載する。

③ 期間及び時間

設置期間及び時間を記載する。

④ 区域又は場所

ア 工事等を実施する区域又は場所は、海図に表示してある灯台等の著名物標からの方位（真方位）・距離、又は、緯度・経度での表示により特定する。

なお、灯台等の著名物標とは、海図上に明記されている灯台、信号所、煙突、塔等の固定物（灯浮標等の移動性のあるものは除く）を言い、灯台の名称は、灯台表（海上保安庁発行）に記載されているものを用いる。

イ 海図の写し等を用いた位置図、区域図等の状況資料を添付する。

（例1）場所が海上の点である場合の記載方法

○○灯台から○○度○○メートルの点又は緯度経度

（例2）場所が海上の区域である場合の記載方法

次の各点を結んだ線により囲まれた海域

a ○○灯台から○○度○○メートルの点

b a点から○○度○○メートルの点

c b点から○○度○○メートルの点

d c点から○○度○○メートルの点

又は、緯度・経度（世界測地系）による各点を結んだ線により囲まれた海域

⑤ 工作物の概要

工作物の概要及び設置方法について図面等を用いて分かりやすく記載する。

⑥ 係留施設の設置

係留施設を設置しようとする者にあつては、当該係留施設の使用に係る計画書等、また、届出等の書類には、必要に応じた図面等資料を添付することとなります。

⑦ 危険予防の措置

ア 標識の設置

海上工作物（設置物）に設置する標識の種類（型式、標体塗色、灯色、灯質、光達距離、灯高等）、個数等を明記する。

なお、海上工作物（設置物）に設置する標識は、他の航行船舶に当該海上工作物（設置物）の存在を示すとともに注意を促し、船舶交通の安全を確保するために設置するものであることから、周囲から見え易くかつ識別し易いものとする。

その他、工事等を施工する際に設置する標識は、「航路標識法」に基づいて、使用することができる標識の種類が定められ、標識の光度が 15cd 以上の場合は設置の許可が、15cd 未満であっても設置の届出が必要な場合があるので、詳しくは、高松海上保安部交通課（TEL087-821-7012）に問い合わせること。

また、標識等の流出するおそれがあるものについては、当該標識等にそれぞれ所有者、連絡先等を明記しておくこと。

イ 安全対策

設置する海上工作物（設置物）の種類及び設置場所に応じて、次の事項に留意して具体的に記載する。

- ・船舶交通に対する事故防止対策
- ・警戒船及び警戒員の配置状況並びに警戒要領
- ・標識等の流出防止対策
- ・油の流出、汚濁防止のための措置
- ・資機材の落下、ゴミ散乱等のおそれがある場合の予防措置
- ・撤去基準（風速、波浪、視界等）
- ・海域利用者への周知、調整状況
- ・隣接場所等で異なる工事が行われる場合の当事者間の連絡調整状況
- ・周知用リーフレットの配布状況

⑧ その他

上記までの各項目に該当しない項目で、必要と思われる事項を記載する。

⑨ 設置責任者の住所及び氏名

設置責任者の住所、氏名、電話番号等連絡先を明記する。

⑩ 添付資料の例示

- ・設置位置図
- ・工作物の平面図、断面図及び構造図
- ・工作物が係留施設の場合は、当該係留施設の使用計画書（使用する船舶の種類、積荷の概要、使用頻度等の利用計画）及び計画基礎資料等

第4章 共通事項

1 警戒船

航路内や航路の周辺は、船舶交通が輻輳しているので、工事・作業を行うにあたっては、通航船舶が工事・作業区域に進入する、又は、工事・作業により、可航幅が狭められた海域で衝突したり、乗揚げたりする等の工事・作業に伴う事故の防止には、特に注意を払う必要があります。

このため、工事・作業を行う場合には必要に応じ、警戒船を配備して事故防止に努めてください。

【参考】

警戒船の専従警戒要員及び警戒業務管理者の業務に関する講習の問い合わせは、第六管区海上保安本部 交通部航行安全課

〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸 3-10-17

TEL082-251-5111(代)

までお願いします。

2 磁気探査

浚渫、ボーリング、杭打ち等の海底に衝撃を与えたり、海底をかく拌する工事等を行う場合は、当該工事区域の海底下に不発弾をはじめとした爆発物等の危険物が存在しないか確認し、安全を確保するために事前に探査を行い、その成果を許可申請書に添付するか、工事等着手前に提出してください。

過去に当該工事区域の磁気探査を実施した場合は、当時の成果を届出書に添付することにより、また、土砂等が堆積したため、計画水深まで掘り下げる維持浚渫を行う場合は、磁気探査を省略することができる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

なお、磁気探査作業については、別途届出書の提出が必要で、浚渫、ボーリング、杭打ち等の工事を行う際には、事前にその成果を提出していただきますので、審査基準及び標準処理期間を考慮し、計画的に手続きを行ってください。

3 水路業務法に基づく申請及び通報について

水路測量とは、「水路業務法第2条第1項」で「水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量」と定められており、海上保安庁以外の者が水路測量を行う時には、海上保安庁長官の許可を受けなければなりません。

また、「水路業務法第19条第1項」で「港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。」と定められており、海上保安庁では、通報された情報を水路通報や海図等により周知を行うことで航海の安全に寄与しています。

これらの工事・作業を行う場合には、港則法や海上交通安全法に基づく申請とは別に「許可」や「通報」が必要となります。

詳しくは、第六管区海上保安本部海洋情報部監理課（TEL082-251-5111(代)）にお問い合わせください。

参考資料1 港則法適用港一覧

(その1)

港名	港域	申請先 (あて名)
高松港 (特定港)	高松港朝日町外防波堤南灯台（北緯 34 度 21 分 40 秒、東経 134 度 03 分 19 秒）から 179 度 30 分、695 メートルの地点を中心とする半径 2, 800 メートルの円内の海面、同円内の新川及び春日川の各河川水面並びに高松琴平電気鉄道橋下流の詰田川水面	高松海上保安部 (高松港長)
坂出港 (特定港)	蛸埼（北緯 34 度 19 分 24 秒、東経 133 度 49 分 49 秒）から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同地点から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	坂出海上保安署 (坂出港長)
豊浜港	余木埼（北緯 34 度 02 分 38 秒、東経 133 度 35 分 55 秒）から 44 度、5, 250 メートルの地点を中心とする半径 1, 000 メートルの円内の海面	坂出海上保安署 (高松海上保安部長)
観音寺港	観音寺港南防波堤灯台（北緯 34 度 07 分 26 秒、東経 133 度 37 分 54 秒）から 72 度、440 メートルの地点を中心とする半径 1, 500 メートルの円内の海面並びに財田川琴弾橋及び一ノ谷川港橋各下流の河川水面	坂出海上保安署 (高松海上保安部長)
仁尾港	大鷲島北東端から 54 度に引いた線、同島南端から小鷲島北西端まで引いた線、同島南端から 135 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	坂出海上保安署 (高松海上保安部長)
詫間港	三玉岩灯標（北緯 34 度 14 分 53 秒、東経 133 度 40 分 21 秒）から 123 度、2, 440 メートルの地点から岩島島頂（3.4 メートル）まで引いた線、同島頂から 270 度、5, 590 メートルの地点まで引いた線、同地点から 180 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに詫間水門下流の高瀬川水面	坂出海上保安署 (高松海上保安部長)

参考資料1 港則法適用港一覧

(その2)

港名	港域	申請先 (あて名)
多度津港	城ヶ下三角点 (93メートル) (北緯 34 度 16 分 08 秒、東経 133 度 44 分 41 秒) から 357 度、580 メートルの地点を中心とする半径 1, 300 メートルの円内の海面	坂出海上保安署 (高松海上保安部長)
丸亀港	丸亀港蓬莱町防波堤灯台 (北緯 34 度 18 分 39 秒、東経 133 度 46 分 58 秒) から 119 度、1, 755 メートルの地点から上真島三角点 (36 メートル) (北緯 34 度 19 分 00 秒、東経 133 度 47 分 31 秒) まで引いた線、同三角点から 237 度 30 分に昭和町防波堤まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面	坂出海上保安署 (高松海上保安部長)
香西港	芝山山頂 (45 メートル) から 0 度、150 メートルの地点を中心とする半径 1, 000 メートルの円内の海面	高松海上保安部 (高松海上保安部長)
志度港	燈籠鼻から 274 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	高松海上保安部 (高松海上保安部長)
津田港	長尾鼻から 319 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに津田川ゲート下流の津田川水面	高松海上保安部 (高松海上保安部長)
三本松港	湊村三角点 (9.7 メートル) (北緯 34 度 15 分 02 秒、東経 134 度 21 分 28 秒) から 272 度、1, 530 メートルの地点を中心とする半径 1, 500 メートルの円内の海面	高松海上保安部 (高松海上保安部長)

参考資料1 港則法適用港一覧

(その3)

港名	港域	申請先 (あて名)
引田港	引田鼻から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに御幸橋下流の小海川水面	高松海上保安部 (高松海上保安部長)
直島港	角埼北東端、向島荒崎鼻、家島東端、同島西端及び重石鼻を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面	高松海上保安部 (高松海上保安部長)
坂手港	大滝三角点(435メートル)(北緯34度27分50秒、東経134度20分18秒)から247度、1,850メートルの地点を中心とする半径1,500メートルの円弧のうち、同地点からそれぞれ143度及び272度に引いた線以南の部分並びに陸岸により囲まれた海面	小豆島海上保安署 (高松海上保安部長)
内海港	赤埼から315度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小豆島海上保安署 (高松海上保安部長)
池田港	飛火埼から沖ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面	小豆島海上保安署 (高松海上保安部長)
土庄港	室埼から180度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面	小豆島海上保安署 (高松海上保安部長)

高松港・香西港港域概略図



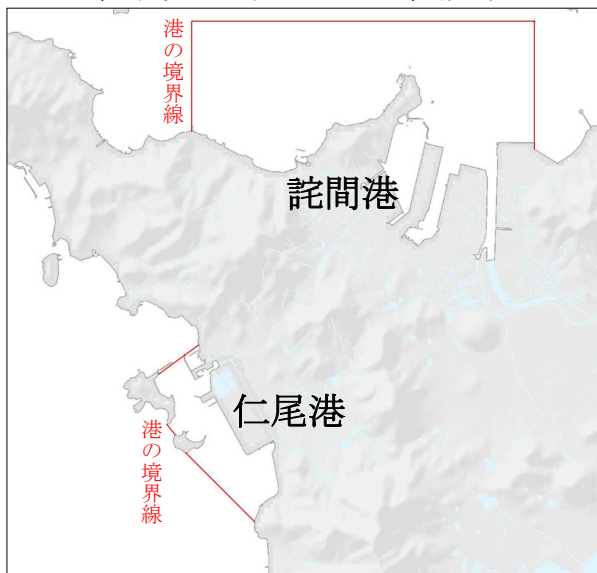
坂出港港域概略図



観音寺港・豊浜港港域概略図



詫間港・仁尾港港域概略図



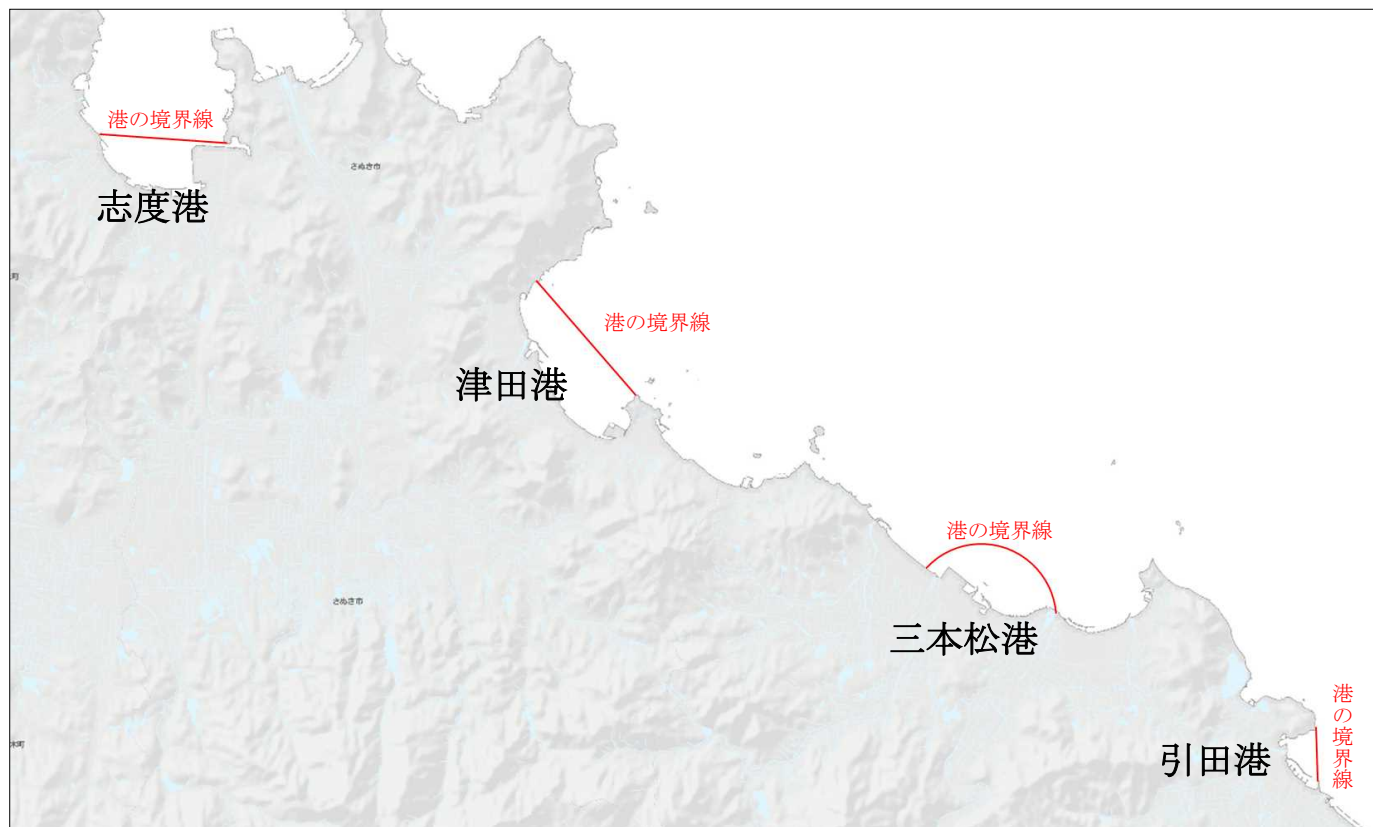
丸亀港・多度津港港域概略図



直島港港域概略図



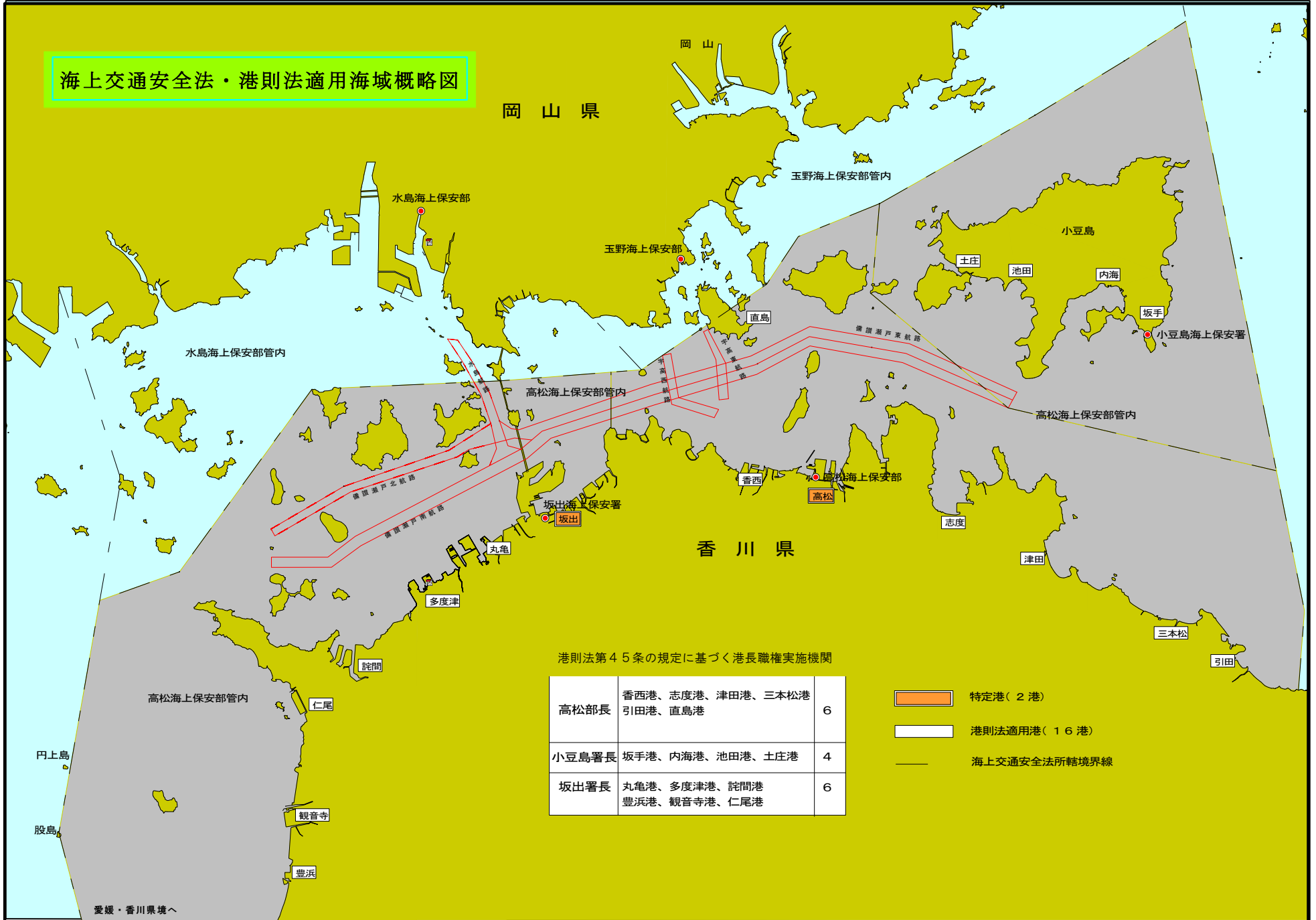
志度港・津田港・三本松港・引田港港域概略図



土庄港・池田港・内海港・坂手港港域概略図



海上交通安全法・港則法適用海域概略図



港則法第45条の規定に基づく港長職権実施機関

高松部長	香西港、志度港、津田港、三本松港 引田港、直島港	6
小豆島署長	坂手港、内海港、池田港、土庄港	4
坂出署長	丸亀港、多度津港、詫間港 豊浜港、観音寺港、仁尾港	6

- 特定港(2港)
- 港則法適用港(16港)
- 海上交通安全法所轄境界線

愛媛・香川県境へ